

福島県介護事業者指定等要綱

制定：平成31年 4月 1日
改正：令和3年 4月 1日
改正：令和5年 4月 1日
改正：令和6年 4月 1日
改正：令和6年10月 1日
改正：令和7年 2月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び福島県介護保険法施行細則（平成12年4月1日福島県規則第132号。以下「細則」という。）に規定するものほか、福島県知事が行う指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請)

第2条 指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の指定又は介護保険施設の指定等の申請は、省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下、「国指定様式」という。）に定める別紙様式第一号（一）を指定を受ける予定月の前々月の20日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、指定居宅サービス事業者等の指定及び介護保険施設の指定等を、毎月1日に行うものとする。

(特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請)

第3条 特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（三）を変更しようとする30日前までに、知事に提出するものとする。

(指定居宅サービス事業者等の特例に係る特段の申出)

第4条 指定居宅サービス事業者等の特例に係る特段の申出（保険医療機関若しくは保険薬局の指定があったとき又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設許可があつたときにみなされる居宅サービスの指定を不要とする旨の申出）をしようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（四）により、知事が別に指定する日までに、知事に提出するものとする。

2 前1項の規定による申出を取り下げようとする者は、指定を不要とする旨の申出の取下げ書を、事業開始予定日の前月の15日までに、（介護予防）短期入所療養介護については前月まで（月の初日から開始する場合は初日まで）に、知事に提出するものとする。

(変更等の届出)

第5条 指定居宅サービス事業者等又は介護保険施設の指定等に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（五）を、変更した日から10日以内に、知事に提出するものとする。

2 電子申請届出システム（以下、「本システム」という。）を使用した電子申請による届出については、前1項の規定によらず、本システムに直接必要事項を入力するものとする。

3 指定居宅サービス事業者等又は介護保険施設の再開の届出は、国指定様式に定める別紙様式第一号（六）を再開した日から10日以内に、知事に提出するものとする。

4 指定居宅サービス事業者等又は介護保険施設の廃止又は休止しようとするときは、国指定様式に定める別紙様式第一号（七）を、その廃止又は休止の日の1月前までに、知事に提出するものとする。

(指定の辞退の届出)

第6条 指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出は、国指定様式に定める別紙様式第一号（八）により、一月以上の予告期間を設けて、知事に提出するものとする。

(共生型居宅サービス事業者等の特例に係る特段の申出)

第7条 法第72条の2第1項及び第115条の2の2第1項の規定による共生型居宅サービス事業者等の特段の申出は、共生型（介護予防）サービスの指定を不要とする旨の申出書を、指定居宅サービス事業者等の指定申請時に知事に提出するものとする。

(介護老人保健施設の開設許可事項の変更)

第8条 介護老人保健施設の敷地の面積及び平面図等の変更の許可を受けようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（九）を、許可を受けようとする10日前まで（建物の構造設備の変更を伴う場合は、変更工事の30日前まで）に知事に提出するものとする。

(介護老人保健施設の管理者の承認申請)

第9条 医師等に介護老人保健施設を管理させることの承認を受けようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（十）を、承認を受けようとする10日前までに知事に提出するものとする。

(介護老人保健施設の広告事項の許可申請)

第10条 介護老人保健施設に係る広告について、特に許可を受けようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（十一）を、許可を受けようとする10日前までに、知事に提出するものとする。

(介護医療院の開設許可事項の変更)

第11条 介護医療院の敷地の面積及び平面図等の変更の許可を受けようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（九）を、許可を受けようとする30日前までに、知

事に提出するものとする。

(介護医療院の管理者の承認申請)

第12条 医師等に介護医療院を管理させることの承認を受けようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（十）を、承認を受けようとする10日前までに、知事に提出するものとする。

(介護医療院の広告事項の許可申請)

第13条 介護医療院に係る広告について、特に許可を受けようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（十一）を、許可を受けようとする10日前までに、知事に提出するものとする。

(指定等の更新の申請)

第14条 指定居宅サービス事業者等又は介護保険施設の指定等の更新を申請しようとする者は、国指定様式に定める別紙様式第一号（二）を、現に受けている指定の有効期間の満了の日の30日前までに、知事に提出するものとする。

(業務管理体制の整備等に関する事項の届出)

第15条 指定居宅サービス事業者等及び介護保険施設の開設者が、業務管理体制の整備した旨を届出ようとしたときは、業務管理体制整備（区分変更）届出書を遅滞なく、知事に提出するものとする。

- 2 指定居宅サービス事業者等及び介護保険施設の名称又は氏名等が変更されたときは、業務管理体制変更届を遅滞なく、知事に提出するものとする。
- 3 業務管理体制の整備に関する届出システム（以下、「届出システム」という。）を使用した電子申請による届出については、前2項の規定によらず、届出システムに直接必要事項を入力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 6年 10月 1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 7年 2月 1日から施行する。